

労働省発表（新型コロナ問題対策）

社会保険料金納付金の低減・納付期間延長、及び失業者への失業手当に関する政策

社会保険事務所

労働省発表： Covid-19 による問題の軽減のための社会保険拠出金の低減・納付期間の延長及び失業者への金銭支払い措置

チャトゥモンコン・ソーナクン労働相、ドゥアンリット・ベンジャティクンチャイルンルアン労働副大臣、トサポン・クリッタウォンウィマン社会保険局官房、及び労働省幹部が政府官邸サンティマイトリ棟で 2020 年 3 月 25 日に発表。論旨は以下の通り。2019 コロナウィルス(Covid-19)感染症による危機を防ぐための緊急措置として、拠出金を下げ、納付期間を延長し、失業手当を増額することで雇用者、従業員、被保険者を支援する措置について発表した。不可抗力による場合の保険料率低減、納付期間の延長、失業手当給付の要点は次の通り。

拠出金低減

- －雇用者：4%に減ずる（2020 年 3 月から 5 月の 3 か月間）
- －第 33 条被保険者：1%に減ずる（2020 年 3 月から 5 月の 3 か月間）
- －第 39 条被保険者：1.8%に減ずる（2020 年 3 月から 5 月の 3 か月間）

拠出金納付期間延長 雇用者及び第 33、39 条の被保険者

3 月分－5 月分を 3 か月間延長する

2020 年 3 月の賃金分は 2020 年 7 月 15 日までに支払う

2020 年 4 月の賃金分は 2020 年 8 月 15 日までに支払う

2020 年 5 月の賃金分は 2020 年 9 月 15 日までに支払う

不可抗力による失業手当の増額は 2020 年 3 月 1 日から有効とする

* COVID19 感染者との接触、近接により、雇用者が 14 日間の休業、隔離を行った場合

賃金の 50%を 180 日を超えない範囲で受け取る

*政府機関が臨時休業命令を出した場合

賃金の 50%を 60 日を超えない範囲で受け取る

以下の場合、収入の減少に対しさらに補填を行う決議を行った。

*被保険者が退職した場合、失業期間賃金の 45%を 90 日を超えずに受け取る（2 年間有効）

*被保険者が解雇させられた場合、失業期間賃金の 70%を 200 日を超えずに受け取る（2 年間有効）

上記支援策について閣議で承認された。よってすみやかに施行するために労働省は告示、省令として発布する。

これは雇用者、被雇用者、被保険者の苦痛を最大限軽減する助けとするためである。

労働省社会保険局事務所情報センター

詳細については、ホットライン（（全国 1506 の社会保障事務所） | 24 時間

* 訳注

第 33 条被保険者： 一般民間企業従業員。従業員 1 名以上、15 歳以上、60 歳以下
（拠出金）雇用者、従業員、政府：5%、5%、2.75%

第 39 条被保険者： 過去に第 33 条被保険者であり、退職後に第 33 条被保険者の権利継
続を行っている者。